

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	当該補助事業は、区民のリカレント教育受講及び再就職支援につながる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	基本構想や各種計画に明記されていないが、就労支援対策の観点から区の政策に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	リカレント教育の推進及び再就職支援の観点から区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	リカレント教育によるキャリア形成への支援は区内でも先進的な施策であり、区が実施する必要性が高い事業である。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	区報やホームページ、チラシ配布等により広く周知する予定であり、補助対象者であれば誰でも申請可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	交付申請時の添付書類により、補助対象に該当するか否かを確認の上、交付決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	事業目的に沿った効率的・効果的な支援を行うためには、補助金の交付が適している。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	受講者の金銭的負担の軽減、潜在的な対象者の受講の推進につながり、区民の再就職支援に寄与する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	受講者の金銭的負担の軽減、潜在的な対象者の受講の推進につながり、区民の再就職支援に寄与する。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	リカレント教育課程の修了後、再就職が実現されることで受講者本人の就労の他、企業の優秀な人材確保に寄与する。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	31年度(予算)			
交付(見込み)件数	20			
決算(予算)額	1,800			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	1,800			
30年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

リカレント教育課程の受講料の一部を助成することにより、区民の再就職を支援する。平成31年度からの新規事業であり、対象者への周知や潜在的な対象者の掘り起しを推進する。